

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、これまでも、「いじめは絶対許さない」こととし、学校、家庭、地域が連携していじめの防止と対策にあたってきた。

本いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）を受けて、児童の尊厳を保持する目的の下、市、学校、家庭、地域その他の関係機関が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、法第12条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定した。

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

1 いじめ防止等のための対策に関する基本理念

いじめ防止等のための対策は、「いじめはどの学校にも、どの子供にも起きている」という基本認識の下、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行っていく。

2 いじめの定義

(1) 法第2条に規定されているいじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法】

- 「一定の人的関係」とは、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

(2) いじめの認知に関する考え方

(1) いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。例えば、言い過ぎてしまい相手を傷付ける、自分勝手な行動をとって周囲の反感を買うなど、子供たちは、成長の過程で様々な失敗を経験するが、その中には、いじめに該当するものもしばしば含まれる。

したがって、一定数のいじめが認知されるのが自然である。

(2) 初期段階のいじめは、子供たちだけで解決に至ることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切である。しかし、いじめは予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあることから、初期段階のいじめであっても学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげていくようにする。

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つようにする。
- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が生じている場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するようにする。
- 法が定義するいじめに該当する場合であっても、その様態に応じて必ずしも「いじめ」という言葉を使わずに指導をする等、柔軟な対応を行うようにする。ただし、いじめには該当するため、他のいじめ事案と同様に取り扱うようにする。

3 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせ等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険が生まれることを十分に理解していくようにする。

加えて、いじめの加害・被害という関係だけではなく、周りでいじめ行為をはやし立てたり、おもしろがったりする者や、暗黙のうちに傍観している者等、いじめの構造的な人間関係にも注意を払っていくようにする。

さらに、いじめは大人から見えないところで行われていることが多いことから、いじめが発見、認知されたときには、重大な事態に至っている場合があるということを理解した上で対処するようにする。

本校は、上記のいじめに対する定義や認知に関する考え方、いじめの理解の下、かけがえのない存在である児童一人一人が、安心安全な学校で「明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員共通理解をもって教育活動に取り組んでいくこととする。

第2 いじめ防止等のための対策の基本的な取組

1 いじめの未然防止

根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点に立った取組を充実させることが不可欠である。

本校では、道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、生命や人権の尊重、規範意識の醸成、自主性や協調性の育成など、児童生徒一人一人の豊かな心を育む様々な活動を通して、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。これらの取組により、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる生活ができる学校づくりを進めていく。加えて、いじめ問題への取組の重要性についての認識を広め、家庭、地域、その他の関係機関と一体となって取組を推進するための普及啓発にも努める。

<いじめの未然防止に関する取組>（「喜沢小学校 3つの大切」を基に）

- ・規範意識を高める児童の自発的な取組
- ・児童が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進
- ・考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童に理解させる指導の充実
- ・学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上
- ・望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進（宿泊体験活動、異学年交流等）
- ・インターネット等を介したいじめ防止に関する情報モラル教育の充実・徹底
- ・人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等
- ・個々の児童の特性への教職員の理解促進と、特性に応じた適切な指導
- ・教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解促進
- ・性同一性障害や性的指向・性自認等のジェンダーについての教職員の正しい理解

2 いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の第一歩であり、日頃から丁寧な児童理解に努め、些細な変化にも気づく力を高めていく必要がある。いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、いじめと判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するようにする。

「さ・し・す・せ・そ」の徹底

- | | | |
|---------------|-----------|---------|
| (さ) 最悪の事態を想定し | (し) 慎重に | (す) 素早く |
| (せ) 誠意をもって | (そ) 組織で対応 | |

※早期発見の基本

- ①児童のささいな変化に気づく。
- ②気づいた情報は確実に共有する。
- ③速やかに対応する。

※5W1Hを基本に共有

(いつ・どこで・誰が・誰と・何を・どのように)

※早期発見のために

- (1) 児童のサインを見逃さない
 - ①児童の学校での日常生活を通して、人間関係や力関係の把握に努める。
 - ②児童のつぶやきや会話、作文や日記等から、児童の生活状況や集団における人間関係の実態把握に努める。
 - ③定期的に全児童対象にアンケートを実施し、いじめについての把握に努める。また、アンケート結果を受け適宜教育相談を行い適切に対応する。
 - ④児童の相談を軽視することなく、誠意をもって迅速・的確に対応する。
- (2) 教職員間の情報共有に努める
 - ①いじめ問題の重大性の認識、いじめの様態、原因・背景、具体的な指導上の留意点について共通理解を図る。
 - ②学級担任・養護教諭をはじめとする教職員は、知り得た情報を積極的に報告し、共有する。また、特定の教員が問題を一人で抱え込むことなく、報告・連絡・相談を確実にやり、ケースによっては必要に応じて学校全体で対応にあたる。
- (3) 家庭・地域との連携協力の強化を図る
 - ①懇談会や教育相談、個人面談を活用して積極的に情報収集に努める。
 - ②「いじめ防止基本方針」の概要を懇談会や学校運営協議会等において説明し、情報提供や協力支援を依頼し、学校・家庭・地域の連携協力の重要性について理解を得る。

＜いじめの早期発見に関する取組＞

- ・児童理解、信頼関係づくり
- ・いじめに関する定期アンケートの実施
- ・相談窓口・相談機能の充実と教育相談の実施（さわやかトークタイム・SCとの教育相談）
- ・外部専門機関等との連携
- ・教職員同士の情報共有
- ・管理職及びいじめ問題等対策委員会への報連相
- ・教職員の研修

3 いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携を進める。

- (1) いじめられている児童への支援
いじめられている側にも問題があるという考えで接しないようにする。本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴くようにするとともに日頃から温かい言葉がけをし、以下のように本人との信頼関係を築くことに努める。
 - ①秘密を守ること、守り抜くことを大前提として話し合う。
 - ②いじめの事実を把握し、味わった辛さや悔しさを受容し、共感的に理解する。
 - ③不安を除去し、安全確保に努める。
 - ④身近な大人へ相談することの重要性を伝えるとともに、自分への否定的な考え方やコンプレックスを改め、自己肯定感を高められる言葉かけに徹する。
 - ⑤不安を抱いている対人関係の回復を支援し、さらに自分への自信回復を支援する。
 - ⑥機会あるごとにコミュニケーションをもち、児童との信頼関係をつくる。
- (2) いじめている児童への指導
いじめ事案の内容・関係児童・その経過等について十分把握し、人権保護に配慮しながら、いじめが「人間として決して許されないこと」「犯罪行為とも解釈されること」

- ことを理解させ、直ちに止めさせなければならない。
- その際、以下の点に留意し、内容によっては警察等とも連携を図る。
- ①いじめの事実関係・きっかけ・原因・これまでの経過等の客観的情報を収集する。
 - ②安全配慮義務に基づいて、事態に応じた適切な措置を講じる。
 - ③いじめを完全に止めさせ、二度としないことを約束させる。
 - ④いじめは絶対に許されない行為であることを徹底的に理解させるとともに、人権と生命の尊さを理解させる。
 - ⑤多くの教師の協力を得ながら、指導を継続し観察する。
 - ⑥学級活動を通して、役割や活動の場を与え、集団の一員であり大切な仲間であることを感得させ、児童同士及び教師との親しい人間関係、信頼関係をつくる。
 - ⑦いじめは、複雑な心の危機やストレスのサインと受け止め、本人の問題理解に努めるとともに、問題を繰り返させないように心の成長を促す。
- (3) 周りではやし立てている児童への対応
- 自分で手を下すことがなくても、周りではやし立てる行為は、いじめる行為と何ら変わらない。はやし立てる行為から制止させる行為へ一人でも多くの児童を変容させることがいじめ根絶につながる。該当者には、以下の点を厳しく指導していく。
- ①はやし立てる行為は、いじめる行為と同等であり、決して許される行為ではないことを理解させる。
 - ②被害者の気持ちになって、いじめの首謀者と同様の立場であることに気づかせる。
- (4) 見て見ぬふりをする児童への対応
- 望ましい集団生活を送り良好な人間関係を築くためには、いじめはあってはならない行為である。いじめの情報が入ったり、あるいはその行為を見たりしても、それを放置し見て見ぬふりをする行為は、人間として恥ずかしい行為である。自分以外は無関心という心情から、他へ相談したり、制止したりしようとする心を育てることが重要である。
- ①いじめは、他人事ではないことを理解させ、当事者の気持ちを考えさせる。
 - ②いじめを知らせ、早く解決させる勇気をもたせる。
 - ③見て見ぬふりをする行為(傍観)は、いじめ行為や加担行為と同等であることに気づかせ、内省させる。
- (5) 学級全体への指導
- いじめをしない、させない、許さない風土をクラス全体につくり、クラス内の問題等を全員で解決していく学級づくりに努める。
- ①クラス内の身近な問題を取り上げたり、様々な新聞記事等を提供したりしながら、話し合いで、問題やいじめを考え、解決に向けて話し合える学級をつくる。
 - ②見て見ぬふりをやめ、情報を提供することが、いじめ根絶につながることを指導する。
 - ③自らの意志、良心によって行動できるように指導する。
 - ④いじめは絶対に許さないという断固たる教師の姿勢、気概を示す。
 - ⑤日頃から道徳教育の充実を図る。
 - ⑥学校行事等でのクラスの連帯感を育てるとともに、学級活動を通して好ましい人間関係づくりに努める。

<いじめ事案への対処に関する取組>

- ・実態把握から解消までの組織的な対応
- ・被害児童への支援
- ・加害児童への指導
- ・保護者との連携
- ・周囲の児童への指導
- ・教育委員会との連携
- ・家庭や地域との連携
- ・関係機関との連携

4 インターネットを通じて行われるいじめの対策

時代の趨勢に伴いICT化がますます進展し、スマートホン等の所有率も年々上昇している。本校においても、校内でタブレット等の端末が1人1台使用できる環境が整った。家庭においても携帯電話やスマートフォン等を所有している児童の数は増加している。また、インターネットを有効に活用する反面、ネットからの各サイトへのアクセスも多種多様になり、そこに介在するネットいじめも多く存在する現状を直視する必要がある。

そこで、学校における情報モラル教育の取組の推進を図るとともに、リーフレットを活用してSNSの利用に関する危険性の注意喚起を行い、児童生徒や家庭への啓発に努める。

(1) 児童たちが利用する機能・サイト

①ゲームのプロフィール欄

個人が自分のプロフィールを公開するサイト

②ゲームのオンラインチャット・ボイスチャット

情報交換や意見交換等のコミュニケーションなどを目的に、手軽に書き込みが可能なサイト。

③SNS

ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニケーションや情報交換を目的とした会員制のサイトのこと。仲間内でIDやパスワードが必要になる。最近ではLINE、twitterやFacebook・Instagramが有名。DM（ダイレクトメール）でのやりとりができる。

(2) ネットいじめ防止に向けた取組

本校では、以下の取組を通して情報モラルの徹底を図り、いじめの防止策を講じる。

①児童に対して

(ア)総合的な学習の時間や各教科等を活用し、情報モラルについて具体的に指導する。その際、国や市の情報モラルに関する資料を有効に活用する。

(イ)学校における情報モラル教育の取組の推進を図るとともに、リーフレットを活用して SNS の利用に関する危険性の注意喚起を行い、児童や家庭への啓発を図る。

(ウ)ネット問題について、防犯教室（警察関係）や、民間企業の安全教室等を活用し、被害の具体を知り、関わらないためのモラル教育を推進する。

(エ)ネットいじめ等で悩んだり、知り得た情報を相談したりすることができる体制を整えると同時に相談しやすい環境づくりを行う。スクールカウンセラーへも気軽に相談できる生活環境をつくる。

(オ)学年ごとにネットモラル啓発DVD等を視聴し、話し合いの中で意識の深化を図る。

②保護者・地域に対して

(ア)上記講演会等に保護者の参加も呼びかけ、情報モラルへの意識化を図る。

(イ)様々なネットトラブルや被害を学校運営協議会や懇談会、PTAの会合等で発信する。

5 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通す。また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至ったことをもって安心と考えてはならない。いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、継続的に注意深く観察するようにする。

第3 いじめ防止対応のための校内組織

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめ防止の対策のために、「喜沢小学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

いじめ防止対策委員会 A

管理職・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・養護教諭・道徳主任
人権教育主任・教育相談部主任・担任・当該学年主任

- ※ 月に1回のBプロジェクト委員会の中で実施し、アンケート結果の報告や情報交換を行い、共通理解を図るとともに対応策について協議・決定する。

いじめ防止対策委員会 B

いじめ防止対策委員会 A
PTA会長・スクールカウンセラー・さわやか相談員・臨床心理士

通常は、いじめ防止対策委員会 A の構成員で委員会を実施するが、重大事件等必要に応じて校長の判断で、いじめ防止対策委員会 B を招集する。

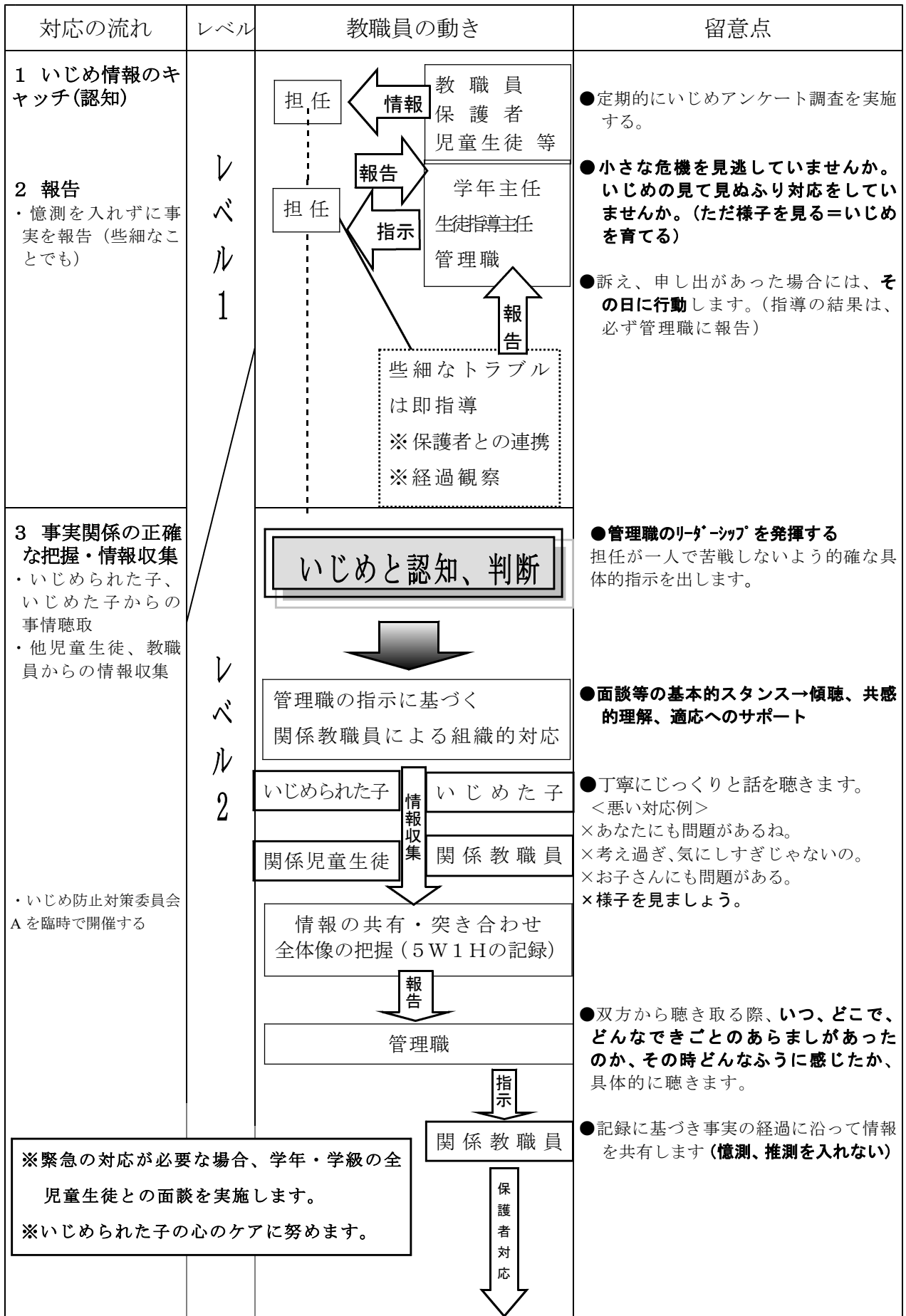
いじめ問題等対策委員会

管理職・主幹教諭（教務主任）・学年主任・生徒指導主任・教育相談部主任
養護教諭・該当学年 等

- ・整理した情報による見立てに基づき、指導・支援方針を共有する。
(短期・中期・長期目標、誰が誰に何をいつまでに)
- ・指導・支援体制づくり・保護者への説明
- ・外部関係機関との連携

第4 いじめ問題にむけての校内フロー図

㊦ 最悪の事態を想定し ㊧ 慎重に ㊨ 素早く ㊩ 誠意をもって ㊪ 組織で対応



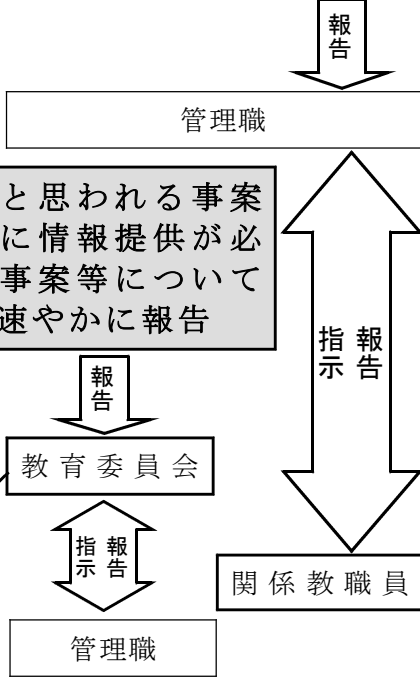
保護者へ早急に連絡し、本日から、学校が一丸となって誠意をもって対応すること、面談、連絡等を密にすることを伝えます。

4 問題状況の把握理解

・緊急度に応じて3～5を同時に実施

生徒指導支援センター

深刻と思われる事案や他に情報提供が必要な事案等については、速やかに報告



(状況に応じて教育委員会、支援センター委員の訪問による支援・指導)

5 いじめ問題等対策委員会の臨時招集

より組織的な対応が必要な場合

教育委員会

生徒指導支援センター

報告
指示

連携

<いじめ問題等対策委員会の臨時召集>

管理職・主幹教諭（教務主任）・学年主任・生徒指導主任
教育相談部主任・養護教諭・該当学年 等

・整理した情報による見立てに基づき、指導・支援方針を共有する。

（短期・中期・長期目標、誰が誰に何をいつまでに）

・指導・支援体制づくり・保護者への説明
・外部関係機関との連携

レベル
3

- 警察との連携
- 緊急保護者会の実施
- マスコミ対応

●**毅然とした対応**とは、一方的に説諭、説教、反省文の強制をすることではありません。双方の意見を傾聴し、見立て、職員一丸となって対応することが重要です。

●保護者への説明

誠実に保護者の感情に配慮し、見立て具体的対応策を正確に示し、協力を願う。情報提供をこまめに行う。

●いじめを確実に止める

被害者の安全、人権、心の安定が最重要です。状況に応じて、加害者との物理的距離を離す検討も必要です。

●加害児童生徒には、次の指導を行い、今まで以上に関わりをもつことが必要です。

- ・事実を認めさせること
- ・言い逃れをさせないこと
- ・きちんと謝罪させること

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

法第28条第1項において、次のとおり重大事態について定めている。

第五章 重大事態への対処

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第一号の「生命・心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

第二号の「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席する場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったときは、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意し、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

2 重大事態の発生と調査

(1) 当該重大事態の調査

本校では、上記のような重大事態が発生した場合は、市教育委員会に報告し指示を仰ぐとともに、本校の「いじめ防止対策委員会」が主体となって事案の調査を行う。

また、必要に応じて蕨警察署（生活安全課）とも連携を図り、事案の全容解明と再発防止及び被害児童への支援、加害児童への指導等を協議する。

調査では、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から、どのような様態で行われたのか、また、いじめを生んだ背景・事情や関係する児童間の人間関係、これまでの本校教職員の対応経過等を可能な限り、羅列的に明確にすることを第一義として行う。

① いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

被害児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する調査（質問紙調査や聞き取り調査）を行う。その際、被害児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とする。質問紙等の調査では、個別の事案が広く明らかになり被害生徒の学校復帰が阻害されることのない最大の配慮をする。

また、被害児童へは、行為の確認のみならず本人の事情や心情も聴取し、状況に応じてはスクールカウンセラーや臨床心理士にカウンセリングを受けさせるなど、継続的なケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

② 被害児童からの聴き取りが不可能な場合

当該児童が入院や死亡などにより、本人から事情を聴き取ることが不可能な場合は、その保護者の要望や意見を十分聴き取り、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法は、上記に示したように在籍児童や教職員を対象とした質問紙調査や聞き取り調査とする。

③ 自殺の背景調査における留意事項

この調査は、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講じることを目指し、遺族の気持ちに十分に配慮しながら行う。いじ

めがその要因として疑われる場合の背景調査については以下の点に留意する。

- (ア) 背景調査にあたっては、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査については切実な心情を持つことを認識し、その要望や意見を十分聴取し、最大限の配慮と誠意を持った説明を行う。
 - (イ) 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - (ウ) 亡くなった児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
 - (エ) 詳しい調査を行うにあたり、調査目的・目標、調査組織の構成員、調査期間、調査方法、入手資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方、調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておく。
 - (オ) 調査を行う組織は、本校の「いじめ防止対策委員会」とし、当該いじめ事案者との直接の人間関係や特別の利害関係を有する者は、除くものとする。また、必要に応じては、蕨警察や学校医も加えることとする。
 - (カ) 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含め、特定の資料や情報だけに依拠することなく、客観的かつ総合的に分析評価を行う。
 - (キ) 客観的な事実関係の調査を迅速に進めるにあたり、分析評価については、市教育委員会の支援も受け、専門的知識を有する者の援助を求める。
 - (ク) 本校が調査を行う場合は、市教育委員会から情報の提供についての必要な指導及び支援を受ける。
 - (ケ) 情報発信・報道対応については、プライバシーに十分配慮した上、正確で一貫した情報提供に努める。
- (2) 調査結果の提供及び報告
- 被害児童やその保護者に対して、情報を適時・適切な方法で説明を行う。情報提供にあたっては、他の児童のプライバシーや関係者の個人情報の保護に十分配慮し、適切に提供する。
- 調査結果については、教育委員会を通して市長に報告する。その際、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、当該児童や当該保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会を通して市長に提出する。

第6 いじめ防止に係る年間行事予定

	内容及び対象学年等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回Bプロジェクト委員会（対策委員会含） ・学年・学級開き等でいじめ根絶について担任から具体的に指導（全学年） ・縦割り編成と縦割り活動の目的を指導（全学年） ・1年生を迎える会（新入生を思いやる心の育成） ・倫理確立研修（基本方針の共通理解を図る）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による登校指導（あいさつ運動含） ・基本方針概要説明と協力依頼（HP） ・第2回Bプロジェクト委員会（対策委員会含） ・第1回アンケート調査実施（全学年） ・運動会に向けての取組（協調性を育む） ・PTA総会における協力依頼（管理職あいさつの中で） ・第1回学校運営協議会（基本方針概要説明と協力依頼）
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による登校指導（あいさつ運動含） ・第3回Bプロジェクト委員会（対策委員会含） ・第1回教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・第2回アンケート調査実施（全学年） ・学校公開（道徳授業の公開）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による登校指導（あいさつ運動含） ・第4回Bプロジェクト委員会（対策委員会含） ・第3回アンケート調査実施（全学年） ・第1回学校保健委員会における協力依頼 ・教育課程研究協議会の報告会（生徒指導事例研含） ・民生委員・児童委員連絡会における情報交換と協力依頼
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による登校指導（あいさつ運動含） ・基本方針に基づく取組の評価・改善の検討 ・林間学校に向けての取組（第5学年児童の協調性を培う） ・第6学年修学旅行（第6学年児童の協調性を培う） ・夏休み作品展（互いの作品のよさを認め合う鑑賞会） ・個人面談における情報交換（担任と全保護者）
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による登校指導（あいさつ運動含） ・第5回Bプロジェクト（対策委員会含） ・第2回教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・第4回アンケート調査実施（全学年） ・懇談会（夏季休業中における情報交換含） ・第5学年市内球技大会（他校児童との交流・親睦）
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による登校指導（あいさつ運動含） ・第6回Bプロジェクト委員会（対策委員会含） ・第3回教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・第5回アンケート調査実施（全学年） ・第6学年市内陸上運動会（他校児童との交流・親睦）
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による登校指導（あいさつ運動含） ・第7回Bプロジェクト委員会（対策委員会含） ・第4回教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・第6回アンケート調査実施（全学年） ☆校内音楽会（他学年との交流・よさを認め合う心の育成） ・小中市内音楽会（他校児童生徒との交流・親睦・よさを認め合う）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による登校指導（あいさつ運動含） ・第8回Bプロジェクト委員会（対策委員会含） ・第5回教育相談における情報交換（教職員と保護者） ・第7回アンケート調査実施（全学年） ☆校内持久走大会（各学年相互に励まし合う心の育成）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による登校指導（あいさつ運動含） ・第9回Bプロジェクト委員会（対策委員会含） ・第8回アンケート調査実施（全学年） ・書き初め展（他学年との交流・よさを認め合う心の育成） ・懇談会における情報交換と連携（担任と保護者）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による登校指導（あいさつ運動含） ・第10回Bプロジェクト委員会（対策委員会含） ・第6回教育相談における情報交換（教職員と保護者）

	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回アンケート調査実施（全学年） ・入学説明会（本校基本方針の概要説明と協力依頼） ・教育相談研修会（配慮児童等についての情報交換） ・懇談会における情報交換と連携（担任と保護者） ・第5回学校運営協議会（今年度の教育活動についての説明） ・基本方針に基づく取組の評価・改善の検討、次年度の取組作成
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員による登校指導（あいさつ運動含） ・第11回Bプロジェクト委員会（対策委員会含） ・第10回アンケート調査実施（全学年） ☆縦割り弁当（他学年との交流による思いやりの心の育成） ・6年生を送る会（感謝の心の育成） ・ありがとう朝会（市費職員へ対する感謝の心の育成）

* 各学年の校外学習と☆印の行事については、実施と実施時期については未定です。

第7 いじめ防止全体構想

戸田市立喜沢小学校 いじめ防止全体構想

基本認識

「いじめはどの学校・学級でも起きている」「いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許される行為ではない」という基本認識に立ち、本校に在籍する全児童が、安心・安全な学校で、「明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、いじめ根絶に向け、全教職員が共通理解をもって、全力で教育活動に取り組む。

【 いじめ防止対策委員会 】

〈目的〉いじめの未然防止、早期発見、早期解決等に関する措置を実効的に行う。

〈構成員〉委員会A：管理職・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・養護教諭・道徳主任・人権教育主任・教育相談主任・担任・当該学年主任
委員会B：委員会A・PTA会長・スクールカウンセラー・さわやか相談員・臨床心理士

全教職員共通理解の下組織的に対応

未然防止	早期発見	早期解決
<p>道徳教育をはじめとする教育活動全体を通じて、いじめをしない、させない、許さない風土づくりに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育むようにする。</p> <p>〈未然防止に関する取組〉 （「3つの大切」を基に）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規範意識を高める児童の自発的な取組 ・児童が主体的に参画するいじめの防止に向けた方策の議論や、実行する取組の推進 ・考え、議論する道徳教育を中心とした教育活動全体を通して、いじめが重大な人権侵害に当たり、決して許されないことを児童に理解させる指導の充実 ・学ぶ喜びを味わえる授業の充実と学力の向上 ・望ましい人間関係の形成を目指した豊かな体験活動の推進（宿泊体験活動、異学年交流等） ・インターネット等を介したいじめ防止に関する情報モラル教育の充実・徹底 ・人権尊重の意識を高める人権教育や相談施設の周知等 ・個々の児童の特性への教職員の理解促進と、特性に応じた適切な指導 ・教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解促進 ・性同一性障害や性的指向・性自認等のジェンダーについての教職員の正しい理解 	<p>ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知するようにする。</p> <p>「さ・し・す・せ・そ」の徹底 （さ）最悪の事態を想定し （し）慎重に （す）素早く （せ）誠意をもって （そ）組織で対応</p> <p>〈早期発見に関する取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童理解、信頼関係づくり ・いじめに関する定期アンケートの実施 ・相談窓口・相談機能の充実と教育相談の実施（さわやかトークタイム・SCとの教育相談） ・外部専門機関等との連携 ・教職員同士の情報共有 ・管理職及びいじめ問題等対策委員会への報連相 ・教職員の研修 	<p>いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、いじめたとされる児童や周囲の児童に対して事情を確認した上で、適切に指導を進める等、迅速かつ組織的に対応を行う。</p> <p>〈いじめ事案への対応に関する取組〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実態把握から解消までの組織的な対応 ・被害児童への支援 ・加害児童への指導 ・保護者との連携 ・周囲の児童への指導 ・教育委員会との連携 ・家庭や地域との連携 ・関係機関との連携
<h3>【 いじめ問題等対策委員会 】</h3> <p>〈目的〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整理した情報による見立てに基づき、指導・支援方針を共有する。（短期・中期・長期目標、誰が誰に何をいつまでに） ・指導・支援体制づくりと保護者への説明を行う。 ・外部関係機関との連携を取る。 <p>〈構成員〉 管理職・主幹教諭（教務主任）・学年主任・生徒指導主任・教育相談部主任・養護教諭・該当学年等</p>		

インターネットを通じて行われるいじめの対策

- 1 児童に対して
 - ・総合的な学習の時間や教科等を活用して、情報モラルについての指導
 - ・防犯教室（県警）や民間企業の安全教室等の実施
 - ・ネットモラルDVD等の視聴により意識の深化を図る

- 2 保護者・地域に対して
 - ・防犯教室や講演会への参加を呼びかけ、情報モラルへの意識の向上を図る
 - ・ネットトラブルや被害についての実態を学校運営協議会や懇談会で発信する

重大事態への対応

- 1 被害児童の保護・支援
- 2 加害児童への働きかけ
- 3 いじめ問題等対策委員会による事実調査
- 4 市教委や関係機関との連携
- 5 保護者・地域との連携
- 6 いじめ防止対策推進法に基づく対応